平成２３年（フ）第１７１３号
東京都東久留米市前沢２丁目11番13号プライムガーデン滝山401
債務者　早川　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７１４号
東京都東久留米市前沢２丁目11番13号プライムガーデン滝山401
債務者　早川　緝子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８７号
東京都東久留米市下里１丁目12番21号
債務者　中根　奈央
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４５１号
横浜市南区六ツ川３丁目53番地３　ハイツ大丸202
債務者　馬渕　未央（旧姓南里）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０４号
横浜市港南区上大岡東１丁目５番２号
債務者　芦沢　真美（旧姓公家）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１５号
横浜市港北区鳥山町1735番地　ハイツかもめ322号
債務者　武山智世恵（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０３号
横浜市中区山手町241番地８
債務者　片山　美恵
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１号
栃木県那須塩原市下永田６丁目1233番地31
債務者　金野　泰士
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４号
栃木県大田原市乙連沢521番地２
債務者　紙本　　克
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７８号
栃木県宇都宮市石井町1222番地１
債務者　髙鹿　雪男
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４号
静岡県浜松市南区瓜内町203番地の１　エレンシア103
債務者　伊藤　　慧
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
静岡県浜松市中区住吉３丁目９番11号　ニイノコーポⅡ201号、前住所静岡県浜松市中区高丘北４丁目６番32号　コーポレティブハウスⅡ205号
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９１０号
大阪府東大阪市加納７丁目23番３―502号
債務者　髙田　豊子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２５号
大阪府八尾市山本町北７丁目１番３―201号
債務者　舩水　　勲
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１号
栃木県鹿沼市茂呂2480番地１
債務者　佐々木正良
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８０号
栃木県宇都宮市鶴田町587番地１
債務者　関川　　保
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係